

岡山市入札外部審議委員会の概要

令和7年第3回岡山市入札外部審議委員会(以下「審議委員会」という。)を下記のとおり開催しましたので、その概要についてお知らせいたします。

記

1 開催日

令和7年11月13日(木) 10時00分から11時30分まで

2 開催場所

岡山市水道局本局庁舎 6階 多目的ホール

3 出席委員(敬称略 五十音順)

小野 絵美, 天王寺谷 達将, 野田 尚紀, 矢吹 香月, 山本 智佳

4 事務局

(1)岡山市財政局 小川次長

契約課 川西課長, 佐守工事契約担当課長, 松原課長補佐(物品契約係長),
濱本課長補佐(工事契約係長), 大西指導係長, 寺田管理係長,
兒子主任

(2)岡山市水道局 服部次長

管財課 御幡課長, 樋口課長代理, 高田契約係長, 岸本副主査, 尾崎主任

5 会議次第

1 岡山市抽出事案について

(1)コンサル契約

(2)物品契約

2 水道局抽出事案について

(1)物品契約

(2)物品契約

6 会議概要

1 (1) 抽出事案「4月10日の岡山駅東口駅前広場の4件の業務委託」

委員：今回の案件は、元々の計画が先にあるため、そこ以外とは契約できないという前提だと私は思いますが、当初の計画から大きく変更となった事情が受注者側ではなく発注元の岡山市側にあったという理解でよいでしょうか。

市当局：全体の流れとしてはそのとおりです。

委員：たとえば受注者側が最初に提案したものに問題があったような場合には、当初のところからもう一度やり直すといったことも有り得ますか。

市当局：令和元年度の企画競争入札で提案いただいた内容は、そのときに岡山市が示した仕様書と契約書案に則ったものとなっているはずであり、当初の契約内容に従って業務をしていただことになるかと思います。今回の変更については、委員が言われました通り、市の事業に対する方向性の修正が入ったものです。

委員：今回の事業に対する内容変更は、当初の企画競争入札の延長線にあるという理解でよいですか。

市当局：はい、そのとおりです。

委員：4件とも100%近い落札率となっているのは、ある程度これくらいの金額になるというのがわかっているからですか。

市当局：4件とも内容はコンサルであり、人件費や労務単価をもとに金額を計算しますが、今回の案件は設計内容に対して工事監理業務を委託するものであり、設計内容を一番理解されている者でもあることから、積算しやすい部分があるのではと推測しています。

委員：4件のうち3件は設計図書ができあがっているため工事の監理についての発注であり、もう1件の今回設計図書を作成してもらう業務については、今後監理業務の発注があるということでしょうか。

市当局：施工にあたっては、同様の案件が出る可能性はあります。

委員：その場合、設計図書の作成と工事の監理業務は別業務として切り離しているけれども、同じ会社が落札されるということでしょうか。

市当局：今後の発注についても、今回ご説明させていただいた内容で同様の理由が成り立つのであれば、随意契約となる可能性が高いです。

1 (2) 抽出事案「新庁舎調達什器(執務エリア)」

委員：案件の分け方の説明で、8階より上もまだ購入数が約14,000点と多すぎるため2件に分けたと説明がありましたが、これは単純にフロアで半分に分けられたのですか。

市当局：はい。8階から11階と、12階から15階で分けています。点数で言うと、8階から11階までが約7,800点、12階から15階で約6,700点となっています。

委員：什器の仕様書について、特定のメーカーを指定しているのか、それともこれくらいのサイズでという限定の仕方なのか教えてください。

市当局：品目ごとに大きさや素材や数量を指定し、参考製品としてメーカーを3つあげています。その3つであればどれでもよいこととしています。参考製品以外の場合は同等品申請を事前にしてもらい、仕様に合っていると認めたものであれば応札可能としており、特定のメーカー1つを指定しているというわけではありません。

委員：搬入・設置までが条件になっていますが、物の値段はもちろんだが人にかかるコストもかなりあると思います。そのあたりも金額を算定するときに参考にされているのですか。

市当局：物品の価格に加え、搬入して設置する費用も加味しています。納品については担当課である庁舎管理課が納品スケジュールを組んで対応予定です。

委員：3つの入札とも地元業者の2者が応札されて、1者がすべて落札されていますが、これ以外の業者からは何か問い合わせがありましたか。それともこの2者しか関心を示していないかったということですか。

市当局：この3つについては2者だけでしたが、同様にWTOで公告した議会エリアの什器調達の入札では3者の応札があり、この2者でない業者が落札しています。そのため、案件を見ながら応札できるところは参加されたのかなと推測しています。

2 (1) 抽出事案「普通貨物自動車」と「加圧式給水車」

委員：普通貨物自動車について、この車はどこに特殊性があるのか、例えば荷台が一般に売られているものとはサイズが違うなど、そういったところがあれば教えていただければと思います。また、加圧式給水車は何台持たれているのでしょうか。あまり落札率が高くないうことで、そのあたりに関するということで教えていただきたいです。

市当局：まず1点目について、特殊性はありません。一般的な貨物自動車です。2点目の加圧式給水車が何台あるかについては、今現在6台あります。昨年度まで8台あったのですが、老朽化に伴い今年度2台を廃車しております。

委員：許容価格については、普通貨物自動車は一般的な車で、見積がとれなかったということで、カタログ等も参考にしながら検討されたというところでしょうか。また、給水車は、少なくとも今まで8台購入実績があるので、そのあたりの情報も参考にしたが、物価の高騰等で金額を読むのが難しかったといったところでしょうか。

市当局：そのとおりです。

委員：加圧式給水車について、過去8台あって、2台廃車し、この1台の購入で計7台になると思いますが、8台から7台に減っているため、今後追加で1台購入する必要がありますか。また、給水車の適正台数というのがあれば教えてください。

市当局：今回の買い替えは、2台廃車後の6台のうち1台が買い替えとなるので、今後岡山市水道局が保有する給水車は全部で6台となります。他政令市の給水車の保有台数を調べた結果も踏まえ、今後は6台とするようにしました。

委員：2点お尋ねします。1点目は普通貨物自動車の抽出理由でもありますが、新車の一般的な物品に対して落札率が低く、少し高めに許容価格が設定されており、業者がもっと利益をとろうと思ったらそれで落札されるという感覚です。原因としては参考となる見積が1者からしかとれなかったからという理解でよいでしょうか。いくらくらいになるかを事前に調査するなかで、十分な情報を得られなかったということでしょうか。

市当局：参考となる見積書がとれたのが最終的に1者になったことも原因の一つであると考えています。また、物価の高騰期であり、十分な情報が得られなかったことやメーカー側も金額を悩まれての見積であったのかなど予測はしております。他者から参考見積の提出が

あればよかったです、今回は1者の見積を参考に許容価格を設定するに至りました。

委員：もう1点は加圧式給水車の仕様書について、素材や直径など非常に詳細ですが、これは何か特定のターゲットになる製品がもともとあったのでしょうか。それとも、複数のメーカーが対象となる仕様書だと理解してもよいのでしょうか。

市当局：特定の製品はありません。水道を扱うものであるため、鋳びないように加工することなど、一般的な内容を定めているものです。なお、対象となる業者ですが、タンクの製造業者が車両を調達して取り付ける場合と、逆に自動車メーカーが後からタンクを架装する場合とどちらもあるので、入札参加条件に業種は指定せず、広く参加してもらえるようにしております。

2 (2) 抽出事案「NS 形 鋳鉄管 S 種(接合部品含む。)」

委員：どのくらいの頻度で購入されるものですか。

市当局：老朽化した水道管の更新のため大きな工事が増えていることもあります、WTO 案件となる入札は年に1、2回程度あります。

委員：今回のように、いろいろな業者の応札を想定したが結果として1者応札となった場合は、価格としては下がりにくいという認識でよいでしょうか。

市当局：結果、そういう場合もありますが、一般競争入札ですので競争性は保たれていると思います。

委員：WTO 案件になると、通常の入札とどれくらい手間が違うのでしょうか。

市当局：WTO 案件となると公告期間が40日以上と長くなるので、急いで発注するというのが難しくなるため、仕様等を早めに決めてもらうなど、事前の段取りの部分だけ手間になるとといったところです。

(終了)